

一般社団法人リノベーション住宅推進協議会

コンプライアンス規程

(前文)

一般社団法人リノベーション住宅推進協議会（以下「本協議会」という）は、リノベーションに関する技術や手法などの標準化、調査研究、指導及び普及等を行うことにより、「安全快適なリノベーション住宅の提供及び既存住宅の流通活性化」に寄与することを目的とする団体として設立された。

本協議会の会員、理事及び監事は、この設立趣意に則り、法令、定款その他の規範を遵守し、消費者本位の公正かつ誠実な業務に励むことにより、消費者を含めた社会一般からの信頼を確立しなければならない。

上記の目的達成のため、本協議会の会員、理事及び監事が遵守すべき共通の規範として以下のとおりコンプライアンス規程を定める。

第1章 会員コンプライアンス規程

(会員の社会的責任)

第1条 会員は、住生活向上に貢献するという社会的責任を十分に認識し、消費者の多様化するニーズに対応した最新の技術や情報を適切かつ正確に提供することにより、消費者の保護を図り、消費者の信頼を確立しなければならない。

(法令の遵守)

第2条 会員は、消費者契約法、建築基準法、建設業法、宅地建物取引業法その他関連する法令等及び関連するガイドライン等を遵守するとともに、安全快適な再生住宅を提供するという高い倫理観を持ち、社会の一員として適切な商道德及び商行為の規範を尊重しなければならない。

(消費者保護と苦情紛争等の迅速な対応)

第3条 会員は、専門技術や知識を生かして、誠実かつ適正な活動を行い、消費者に対して不正ないし不適切な行為をしてはならない。

2. 会員は、消費者から、業務に関する苦情や疑問を受け、業務上の問題を生じた場合は、迅速かつ適切に対応して早期に問題の解決を得るよう努力しなければならない。
3. 本協議会は、前項を受けて、本部事務局内に消費者及び会員の利用を可能とする公開の相談窓口※を設け、必要に応じて、会員に対する指導及び問題の解決に対する支援を実施することで、会員による早期の問題解決を促すものとする。相談窓口については、理事会の確認を得て、本部事務局において設置及び運営す

るものとする。

※本協議会ホームページに問合せ先を掲載
一般社団法人リノベーション住宅推進協議会 事務局
TEL：03-3486-2510 FAX：03-3486-2511
メール：info@renovation.or.jp

(消費者に対する表示及び説明)

- 第4条 会員は、理事会が別途定める規程に従わずに、本協議会が別途指定する名称及びロゴマーク（以下「特定表示」という。）を表示ないし記載して利用し、もしくは消費者に対して特定表示に基づく営業等の説明をしてはならない。
2. 会員は、理事会が別途定める規程に従った必要な手続を履践したうえで、特定表示を利用し、もしくは消費者に対して特定表示に基づく説明を行うものとする。
 3. 会員は、他の会員や各種事業者による本条に違反する疑いのある特定表示の利用（不適切ないし不正な説明を含む）を確認した場合（消費者の誤った認識を含む）、本協議会本部事務局または相談窓口に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第5条 会員は、個人の人格尊重と個人情報に関して適用される法令遵守の理念に基づき、本協議会が定めた「個人情報保護に関する基本方針」※を遵守し、個人情報を保護し、安全確実な管理運営に努めていかななければならない。 ※本協議会ホームページに掲載

(不当な消費者の誘引防止と事業者間の公正な競争)

- 第6条 会員は、事業活動において消費者が実際のものより優良ないし有利と誤認する恐れがあるような行為を行ってはならない。会員は、会員相互間で互いの立場を尊重するとともに、法令等を遵守した公正な競争を図らなければならない。

(反社会的勢力等の排除)

- 第7条 会員は、法令等を遵守して反社会的勢力等との絶縁を図らなければならない。
2. 会員は、事業活動における反社会的勢力等の介入を排除するよう努めると共に、反社会的勢力等に対し、いかなる利益も供与してはならない。会員は、捜査当局からの要請には、法令の許す限り最大限の協力を行わなくてはならない。

(適切な契約関係の構築)

- 第8条 会員は、法令等を遵守して明快かつ適切な契約関係を構築し、契約関係を誠実に履行するよう努める。

(環境への配慮)

- 第9条 会員は、事業遂行にあたり、法令等ないし関連のガイドラインを遵守し、産業廃棄物の適正な処理等を行うものとし、もって自然環境に配慮した「健康で安全な

社会」を創造することを心がけなければならない。

(適切な業務改善)

- 第 10 条 会員は、社員に対する教育ないし研修を適切に行うことで、最新の知識の取得や技術の向上に努力すると共に、不正を排した企業風土を醸成し、社会からの信頼を獲得できるよう高い倫理観と社会良識をもって行動しなければならない。
2. 会員は、理事会が別途定めるところにしたがい、本協議会の実施する研修その他の各種活動に積極的に参加すると共に、工事業者として専門分野の研鑽に努めなければならない。

第 2 章 理事及び監事 コンプライアンス規程

(各関係者の権利の尊重)

- 第 11 条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、本協議会での活動にあたり、会員の立場のみでなく消費者の立場や社会一般の商道德にも配慮した活動を励行するとともに、各当事者の権利保護を尊重する風土を醸成することが、社会から信頼される要諦であるとの高い倫理観と社会良識をもって活動しなければならない。

(役員の注意義務)

- 第 12 条 役員は、前章の会員向けコンプライアンス規程を十分に理解し、その普及を図り、実践に努めると共に、定款及び諸規程を遵守して本協議会の運営を図らねばならない。
2. 役員は、経済、産業及び労働問題等社会の動向に関心を払い、本協議会の運営について善良なる管理者としての注意義務を負うものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 23 日より施行する。